

小布施町の景観と調和した住宅向け太陽エネルギー利用推進事業補助金交付要綱

小布施町の景観と調和した住宅向け太陽光・蓄電池導入推進事業補助金交付要綱（令和 5 年小布施町告示第 52 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、ゼロ・カーボンに向けた目標達成及び災害時を含む電力供給の安定化を目指し、町の景観方針に沿った町並み形成を促進するため、住宅への太陽エネルギー利用設備の設置等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、小布施町補助金等交付規則（昭和 46 年小布施町規則第 6 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱（以下「本要綱」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。
- （2）太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナーその他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- （3）蓄電池システム リチウムイオン蓄電池部及びインバータ等の電力変換装置を備えたシステムであって、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されるものをいう。
- （4）太陽光発電システム等 太陽光発電システム及びそれに付帯する蓄電池システムを総称したものをいう。
- （5）太陽熱利用システム 住宅の屋根上に設置する集熱器及び地上に設置する蓄熱槽から構成されるソーラーシステム（強制循環型）で、太陽熱エネルギーを集熱器により吸収し、給湯又は冷暖房の用に供するものをいう。
- （6）太陽エネルギー利用設備 太陽光発電システム、蓄電池システム及び太陽熱利用システムをいう。
- （7）リース等 太陽エネルギー利用設備（以下この号において「当該設備」という。）の貸主が、町内の住宅に当該設備を当該貸主の負担で設置し、当該住宅の所有者である当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下この号において「リース期間」という。）にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払うものであって、次に掲げる要件に該当するものをいう。
 - ア リース期間の中途において、当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないものであること。
 - イ 借主が、当該契約に基づき使用する設備からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該設備の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- （8）割賦販売 割賦販売購入者から商品若しくは権利の代金を、又は役務の提供を受ける者から役務の対価を分割して受領すること（購入者又は役務の提供を受ける者をして、販売業者又は役務の提供の事業を営む者の指定する銀行（預金の受入れを業とする者をいう。）に対し、分割して預金させた

後、その預金のうちから商品若しくは権利の代金又は役務の対価を受領することを含む。)を条件として、商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供することをいう。

(9) 住まいづくり相談 小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例(平成 17 年小布施町条例第 26 号)第 15 条に規定する相談所をいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。ただし、国及び地方公共団体は除く。

(1) 町内に住宅を有し、第 5 条に規定する補助金の交付の対象となる太陽エネルギー利用設備(以下「交付対象設備」という。)の所有者

(2) 第 5 条に規定する交付対象設備を所有し、その交付対象設備をリース等により個人に対して貸与する者(当該交付対象設備を貸与され使用している者と共同で、補助金の交付に係る申請を行うものに限る。)

2 第 5 条に規定する交付対象設備を設置する住宅に他の者が所有する部分があるときは、あらかじめ当該住宅に係る全ての所有者の承諾があるときに限り、補助の対象とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する者は、交付対象者から除く。

(1) 小布施町暴力団排除条例(平成 24 年小布施町条例第 16 号)第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)

(2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員に、暴力団員等に該当する者を有する者

(3) 租税公課を滞納している者

(4) 刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付対象者として、社会通念上適切であると認められない者

(5) 国及び長野県(以下「県」という。)が実施する他の補助金及び交付金(以下「補助金等」という。)の交付を受けた者。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 国及び県が実施する補助金等のうち、交付対象設備が本要綱に基づく補助金(以下「本補助金」という。)と明確に区分できるもの

イ 県が実施する補助金等のうち、国の補助金を財源としないもの

(6) 過去に、本補助金及び改正前の小布施町の景観と調和した住宅向け太陽光・蓄電池導入推進事業補助金交付要綱(令和 5 年小布施町告示第 52 号)に基づく補助金の交付を受けた者

(交付対象経費)

第 4 条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、事業の実施に必要な経費で次に掲げるもののほか、町長が適当と認めるものとする。

(1) 太陽エネルギー利用設備の設計等に要する費用(以下「設計費」という。)

(2) 太陽エネルギー利用設備の購入等に要する費用(以下「設備費」という。)

(3) 太陽エネルギー利用設備の設置工事に要する費用(以下「工事費」という。)

(交付対象事業、交付要件及び本補助金の額)

第 5 条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)、交付要件及び本補助金の額は、別表第 1 に掲げるとおりとする。この場合において、交付対象設備は、購入時点で未使用品であり、

商品化され、かつ、導入実績があるものとする。

- 2 前項の規定により算出した本補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものし、交付対象者が第 3 条第 1 項第 2 号に該当するときは、リース等の契約において本補助金の額が控除されていることとする。

(事前申込)

第 6 条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「事前申込者」という。）は、交付対象設備の売買契約又はリース等の契約を締結する前に事前申込書（様式第 1 号）に別表第 3 に掲げる書類を添えて町長に提出し、事前申込を行うものとする。

- 2 町長は、事前申込の審査が完了したときは、その旨を事前申込者へ通知するものとする。

- 3 事前申込の審査完了日から 1 年以内（以下この項において「事前申込有効期限」という。）に第 10 条の規定による交付申請兼実績報告が行われなかったときは、当該事前申込を無効とする。ただし、事前申込者から事前申込有効期限内に事前申込の延長に係る届出が行われたときは、当該事前申込の有効期限を 1 年間延長するものとする。

- 4 交付対象設備（以下この項において「当該設備」という。）の貸与者が第 10 条の規定による交付申請兼実績報告を行う予定のときは、当該設備の貸与者から同設備を貸与され使用する者と共同で、事前申込を行うものとする。

- 5 事前申込の受付期間は、令和 8 年 2 月末までとする。

(事前申込の廃止の報告)

第 7 条 事前申込者は、事前申込を廃止することができる。

(一般承継による事前申込者の地位の承継)

第 8 条 相続又は法人の合併若しくは分割（以下「一般承継」という。）により事前申込者の地位の承継があったときに、事前申込者としての地位を継続して保持しようとする者（以下「一般承継事業者（事前申込者）」という。）は、一般承継による事前申込者の地位承継届出書（様式第 2 号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長が前項の届出書を受理したときは、本要綱上「事前申込者」とあるのは、「一般承継事業者（事前申込者）」と読み替えて各規程を適用する。

(契約等による事前申込者の地位の承継)

第 9 条 事前申込者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡及び契約等（以下「契約等」という。）により事前申込者の地位の承継を行うときは、契約等による事前申込者の地位承継承認申請書（様式第 3 号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の申請を受理したときは、地位の承継を承認するときは、契約等による事前申込者の地位承継承認通知書（様式第 4 号）により、地位の承継を承認しないときは、事前申込者の地位承継不承認通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

- 3 前項において町長が契約等による事前申込者の地位の承継を承認したときは、本補助金の交付に伴う全ての権利及び義務は、契約等により事前申込者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）に移転するものとし、本要綱上「事前申込者」とあるのは、「承継者」と読み替えて各規程を適用する。

(交付申請兼実績報告)

第 10 条 第 6 条に規定する事前申込を行い本補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」と

いう。)は、次に掲げるいずれか早い日までに交付申請兼実績報告書(様式第6号)に別表第4に掲げる書類(以下「補助金交付申請書等」という。)を添えて町長に提出するものとする。

(1) 事前申込有効期限

(2) 令和10年3月31日

2 事前申込を行った年度内に本補助金の交付決定、額の確定及び支払を受けるときの提出期限は、当該年度の2月末日とする。

3 前2項の規定による提出について、天災地変その他交付申請者の責に帰さない理由として町長が認めるときは、町長が定める期限までに行うものとする。

4 町長が受理した補助金交付申請書等に不備があり、交付申請者に修正を求めた日の翌日から起算して6か月以内に修正を行わないときは、その申請は撤回されたものとみなすこととする。

5 交付対象設備の貸与者が交付申請者となるときは、当該設備の貸与者から同設備を貸与され使用する者と共同で行うものとする。

(手続代行者)

第11条 交付申請者は、第6条の規定による事前申込及び前条の規定による交付申請兼実績報告に係る手続きの代行を第三者に対し、依頼することができる。

2 前項の規定による依頼を受け、本補助金の交付申請に係る手続きの代行をする者(以下「手続代行者」という。)は、第3条第1項に掲げるいずれかに該当するものとする。

3 交付申請者は、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第2項、第20条第1項並びに第22条第2項の規定による手続きの代行を第1項と同様、手続代行者に依頼することができる。

(手続代行者の責務)

第12条 手続代行者は、本要綱及び町長が別に定めるものの全てを理解し、交付申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めるものとする。

2 町長は、必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者が本要綱の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとする。

(交付決定及び本補助金の額の確定)

第13条 町長は、第10条の規定による本補助金交付申請書等の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により本補助金の交付可否を決定し、補助金交付決定(兼額確定)通知書(様式第7号)又は補助金不交付決定通知書(様式第8号)により交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第14条 町長は、前条の規定による本補助金の交付決定及び額の確定(以下「交付決定等」という。)にあっては、本要綱の目的を達成するため、交付決定等を受けた交付申請者(以下「交付事業者」という。)に対し、交付の条件として次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 交付対象設備は、立地上又は構造上安全な状態が確保されていることとし、町長が求めたときは、安全性等を確認する書類の提出に応じること。

(2) 交付対象設備の設置にあっては、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン(環境省)」に準拠するとともに、騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準等指定(昭和50年長野県告示第97号)及び振動規制法に基づく規制地域の指定(昭和52年長野県告示第683号)に規定する日常生活等に適用す

る騒音及び振動の規制基準を遵守すること。

(3) 町長が本要綱の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、町長の指定する期限までに当該資料及び情報等を提供すること。この場合において、交付事業者は、手続代行者に当該資料及び情報等を提供させることができる。

(4) 本要綱に従い善良なる管理者の注意をもって交付対象事業（交付対象事業に要する経費に関し、前条の規定により交付決定等の通知を受けた当該交付対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(5) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素以降・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）第29条の規定により間接交付をする際に付すべき条件に従った交付であること。

(6) 補助対象事業の実施にあたり、前各号に掲げるもののほか、本要綱その他の法令の規定を遵守すること。

(7) 本要綱の目的を達成するために、町長が必要と認める事項を遵守すること。

2 独立行政法人及び地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資及び出えん等の比率が50パーセントを超える法人にあっては、前項に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 交付対象事業の完了後、成果を検証するために必要な情報について、町長から調査の要請があったときは、当該調査に協力し、かつ、必要な情報を町長へ提供するものとする。

(2) 交付対象事業その他住宅のエネルギー消費量削減に関する普及啓発について、町長から要請があったときは、それを実施するものとする。

3 町長は、前条の規定による交付決定等にあつては、前項に掲げるもののほか交付事業者に対し、本要綱の目的を達成するため、その他町長が必要と認める条件を付すことができるものとする。

（申請の撤回）

第15条 交付事業者は、交付決定等の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、当該通知書を受領した日の翌日から起算して7日以内に補助金交付申請撤回届出書（様式第9号）を町長に提出し、申請の撤回をすることができる。

（事情変更による交付決定等の取り消し等）

第16条 町長は、交付決定等の後、天災地変その他交付決定等の後に生じた事情の変更等により交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったときは、交付決定等の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定等の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、交付対象事業のうち既に経過した期間に係る部分は、この限りでない。

（本補助金の支払い）

第17条 交付事業者は、本補助金の交付決定等を受けたときは、当該通知書を受けた日の翌日から起算して20日以内に補助金請求書（様式第10号）に口座情報が確認できるものの写しを添付し、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により請求を受けたときは、速やかに本補助金を支払うものとする。

（交付事業者情報の変更に伴う届出）

第18条 交付事業者は、個人にあっては氏名及び住所を、法人及び管理組合にあっては名称、代表者の

氏名及び主たる事業所の所在地を変更したときは、速やかに交付事業者情報の変更届出書（様式第 11 号）を提出するものとする。

（一般承継による交付事業者の地位の承継）

第 19 条 一般承継により交付事業者の地位の承継があったときは、交付事業者としての地位を継続して保持しようとする者（以下「一般承継事業者」という。）は、速やかに一般承継による交付事業者の地位承継届出書（様式第 12 号）を町長に提出するものとする。ただし、交付対象設備の設置日から減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）後に一般承継による交付事業者の地位の承継があったときは、この限りでない。

2 一般承継による交付事業者の地位の承継があったときは、交付事業者としての地位を継続して保持しようとししない者（以下「辞退者」という。）は、速やかに一般承継による交付対象事業者の地位承継辞退申請書（様式第 13 号）を町長に提出するものとする。

3 町長は、第 17 条第 2 項の規定による本補助金を支払う前に前項の申請を受けたときは、交付対象事業を廃止し、交付事業者の地位を辞退することを承認し、かつ、速やかに辞退者に承認を通知するものとする。

4 町長は、第 17 条第 2 項の規定により本補助金を支払った後に第 2 項の申請を受けたときは、辞退者に対し、本補助金の返還を請求するものとする。この場合において、本補助金の返還については、第 24 条第 1 項の規定に準ずるものとする。

5 辞退者は、前項の規定により本補助金の返還の請求を受けたときは、第 24 条第 3 項の規定に準じて当該本補助金を町長に返還するものとする。

6 町長は、前項の規定により辞退者から本補助金の返還を受けたときは、交付事業者の地位を辞退することを承認し、かつ、速やかに辞退者に承認を通知するものとする。

7 町長が第 1 項の届出書を受理したときは、本要綱上「交付事業者」とあるのは、「一般承継者」と読み替えて各規程を適用する。

（契約等による交付事業者の地位の承継）

第 20 条 交付事業者は、契約等により交付事業者の地位の承継を行うときは、速やかに契約等による交付事業者の地位承継承認申請書（様式第 14 号）を町長に提出するものとする。ただし、交付対象設備の設置日から法定耐用年数の期間後に契約等による交付事業者の地位の承継を行うときは、この限りでない。

2 町長は、前項の申請を受けたときは、地位の承継を承認する場合にあっては、契約等による交付事業者の地位承継承認通知書（様式第 15 号）により、地位の承継を承認しないときは、契約等による交付事業者の地位承継不承認通知書（様式第 16 号）により通知するものとする。

3 前項において町長が契約等による交付事業者の地位の承継を承認したときは、本補助金の交付に伴う全ての権利及び義務は承継者にするものとし、本要綱上「交付事業者」とあるのは、「承継者」と読み替えて各規程を適用する。

4 住宅の建築及び販売を業として行う者が交付対象設備を設置した新築分譲住宅等を販売する場合は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に前項に規定する内容を記載するものとし、承継者がこの内容に反することがないよう、町長の求めに応じ協力するものとする。

(財産の管理)

第 21 条 交付事業者は、取得財産等について交付対象事業の完了後において、善良な管理者の注意をもって管理し本要綱の目的に従って、その効率的な運用を図るものとする。この場合において、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置を図るものとする。

(財産の処分)

第 22 条 交付事業者は、交付対象設備の設置日から法定耐用年数の期間が経過するまでにおいて、本要綱により取得した交付対象設備の処分（本補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいい、交付事業者の地位を移転しないものをいう。）をしようとするときは、あらかじめ町長の承認を得るものとする。

2 交付事業者は、前項の承認を受けようとするときは、取得財産等処分承認申請書（様式第 17 号）を町長に提出するものとする。

3 町長は、第 17 条第 2 項の規定による本補助金を支払う前に前項の申請を受けたときは、処分を承認し、かつ、速やかに交付事業者に承認を通知するものとする。

4 町長は、第 17 条第 2 項の規定により本補助金を支払った後に第 2 項の申請を受けたときは、交付事業者に対し、本補助金の返還を請求するものとする。この場合において、本補助金の返還については、第 24 条第 1 項の規定に準ずるものとする。

5 交付事業者は、前項の規定により本補助金の返還の請求を受けたときは、第 24 条第 3 項の規定に準じて当該本補助金を町長に返還するものとする。

6 町長は、前項の規定により交付事業者から本補助金の返還を受けたときは、処分を承認し、かつ、速やかに交付事業者に承認を通知するものとする。

(交付決定等の取り消し)

第 23 条 町長は、交付事業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定等を受けたとき

(2) 交付決定等の内容、これに付した条件その他法令に違反したとき

(3) 本要綱に基づく町長の請求及び指示等に従わなかったとき

(4) 一般承継による交付事業者の地位の承継があったときに、交付事業者としての地位を継続して保持しようとしないうとき

(5) 交付対象設備の設置日から法定耐用年数の期間が経過するまでにおいて、本要綱により取得した交付対象設備の処分をしようとするとき

2 町長は、前項の規定による取り消しをしたときは、交付取消決定通知書（様式第 18 号）により速やかに当該交付事業者へ通知するものとする。

(本補助金の返還)

第 24 条 町長は、交付事業者に対し前条の規定による取り消しを行ったときは、既に交付した本補助金があるときは、当該交付事業者に対し期限を定めて、当該本補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 町長は、本補助金を支払った後、当該本補助金の額が第 5 条に定める額を超えたことが判明したときは、当該本補助金に係る交付事業者に対し期限を定めて、超過した本補助金の額の返還を請求するものとする。

のとする。

- 3 交付事業者は、第2項の規定により本補助金の返還の請求を受けたときは、町長が指定する期限までに当該本補助金を返還するものとする。

(交付事業の経理)

第25条 交付事業者は、交付事業の経理についてその収支を明確にした証拠の書類を整備するものとする。

- 2 交付事業者は、前項の書類について第10条に規定する本補助金交付申請書等を提出した日の属する町の会計年度の終了の日から6年間保存しておくものとする。ただし、天災地変その他交付事業者の責に帰さない理由として町長が認めるときは、この限りない。

(自家消費量の報告)

第26条 太陽光発電設備を設置した補助事業者は、事業完了後1年間の発電した電力量及び自家消費量等の実績について取りまとめ、事業完了年度の翌々年度の4月30日までに小布施町の景観と調和した住宅向け太陽光エネルギー利用推進事業に関する報告書(様式第19号)により、町長に報告するものとする。

(調査等)

第27条 町長は、本要綱の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、交付事業者に対し交付事業に関し報告を求め、交付事業者の交付対象設備が設置されている住宅等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 交付事業者は、前項の規定による報告の徴収、交付対象設備が設置されている住宅等への立ち入り又は物件の調査を受けたときは、これに応じるものとし、及び同項の規定による関係者への質問を妨げてはならないものとする。

(指導及び助言等)

第28条 町長は、本要綱の適切な執行のため、交付事業者に対し必要な指導及び助言等を行うことができる。

(個人情報の取り扱い)

第29条 町長は、本事業の実施に関して知り得た全ての情報について、本要綱の目的を達成するために必要な範囲において、国及び地方公共団体等(以下「国等」という。)が行う同種の補助金交付事業にかかわる目的にのみ使用することができる。

- 2 町長は、本補助金の額の算定その他本要綱の目的を達成するために必要な範囲において、交付事業者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することができる。
- 3 前2項及び法令に定められた場合を除き、町長は、本要綱に係る個人情報について、本人の承諾なしに第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(補則)

第30条 本要綱に定めるもののほか、円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

(小布施町の景観と調和した住宅向け太陽光・蓄電池導入推進事業実施要綱の廃止)

- 2 小布施町の景観と調和した住宅向け太陽光・蓄電池導入推進事業実施要綱（令和 5 年小布施町告示第 51 号。以下「廃止要綱」という。）は、廃止する。

(廃止要綱に関する経過措置)

- 3 この告示の施行の日前に改正前の小布施町の景観と調和した住宅向け太陽光・蓄電池導入推進事業補助金交付要綱（令和 5 年小布施町告示第 52 号。以下「改正前要綱」という。）に規定する事前申込を行った者については、廃止前要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

(改正前要綱に関する経過措置)

- 4 この告示の施行の日前に改正前要綱に規定する事前申込を行った者については、改正前要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

- 5 この告示の施行の日前に、改正前要綱の規定に基づき行われた補助金の交付については、なおその効力を有する。

- 6 この告示の施行の日前に改正前要綱による補助金の交付を受けた者に対する交付決定の取り消し及び補助金の返還については、なおその効力を有する。

別表第 1（第 5 条関係）

太陽光発電システム	
交付対象事業	次のいずれかに該当する事業とする。 1 町内に新增築する住宅又は既存住宅の屋根上に太陽光発電システムを新規に設置する事業 2 既に設置されている太陽光発電システムを増設する事業 3 既設の太陽光発電システムをメーカー保証期間終了後に撤去し、再設置する事業
交付要件	1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの最大出力の合計値のいずれか低い値が 10kW 未満のものであること。 2 住まいづくり相談等で別表 2 に定める「小布施町景観と調和した太陽エネルギー利用設備設置方針」の要件を満たす事業として認められたものであること。 3 交付対象設備の発電する電力量のうち、同設備を設置した住居での使用量を把握できるモニタリングシステムを有し、町からの求めに応じてその報告ができること。 4 交付対象設備の発電する電力量のうち 30%以上を自家消費すること。また、それに必要な保守点検及び維持管理を実施すること。 5 停電時においても電気供給を継続する機能を有する設備であること。 6 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)に基づく F I T 制度又は F I P 制度の認定を取得しないこと。 7 法定耐用年数を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度等により環境価値を第三者に譲渡しないこと。 8 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 5 年 1 月 13 日環地域事発第 2301131 号改正。以下「交付金実施要領」という。）別紙 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の交付要件を満たすこと。 9 余剰電力の活用や継続的な発電状況・電力使用状況の調査について、町の方針へ協力すること。
本補助金の額	以下により算出した額とする。 1 太陽光発電システムの発電出力に 70,000 円を乗じて得た額を上限とする。ただし、算定に用いる発電出力は太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの最大出力の合計値のいずれか低い値で、kW 単位で小数点以下を切り捨てた値を用いること。 2 別表第 2 に定める「小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用設備設置方針」の住宅要件に関する協力項目のうち、条件を満たす項目の数ごとに次のとおりとする。 - ア 3 項目以上を満たす場合 前条により算出された本補助金の額の満額を交付する。 - イ 2 項目以上 3 項目未満を満たす場合 前条により算出された本補助金の額に 20,000 円/kW を減じて得た額。

	ウ 1 項目以上 2 項目未満を満たす場合 前条により算出された本補助金の額に 40,000 円/kW を減じて得た額。 エ 全ての項目を満たさない場合 前条により算出された本補助金の額に 60,000 円/kW を減じて得た額。
蓄電池システム	
交付対象事業	町内に新增築する住宅又は既存住宅において、本事業を活用して設置する太陽光発電システムと同時に蓄電池システムを設置する事業のうち、次のいずれかに該当する事業とする。 1 蓄電池システムを新規に設置する事業 2 既に設置されている蓄電池システムを増設する事業 3 既設の蓄電池システムをメーカー保証終了後に撤去し、再設置する事業
交付要件	1 定置用であること。 2 設計費、設備費及び工事費の合計が、税抜き 155,000 円/kWh 以下の蓄電池システムであること。ただし、計算に用いる蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点第 2 位以下を切り捨てた値を用いること。
本補助金の額	蓄電池の価格（円/kWh）の 3 分の 1 の額とする。ただし、155,000 円/kWh（工事費込み・税抜き）の 3 分の 1 を上限とし、計算に用いる蓄電容量は交付要件と同一とする。
太陽熱利用システム	
交付対象事業	次のいずれかに該当する事業とする。 1 町内に新增築する住宅又は既存住宅に太陽熱利用システムを新規に設置する事業 2 当該住宅に既に設置されている太陽光発電システムを増設する事業 3 既設の太陽熱利用システムをメーカー保証期間終了後に撤去し、再設置する事業
交付要件	1 住まいづくり相談等で別表第 2 に定める「小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用設備設置方針」の要件を満たす事業として認められたものであること。 2 集熱器は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものであること。 3 法定耐用年数を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度等により環境価値を第三者に譲渡しないこと。
本補助金の額	交付対象経費の 3 分の 2 以内とする（上限 60 万円）。ただし、別表第 2 に定める「小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用設備設置方針」の住宅要件に関する協力項目のうち、条件を満たす項目の数ごとに次のとおりとする。 ア 3 項目以上を満たす場合 交付対象経費の 3 分の 2 以内とする（上限 60 万円）。 イ 2 項目以上 3 項目未満を満たす場合 交付対象経費の 2 分の 1 以内とする（上限 45 万円）。

	ウ 1 項目以上 2 項目未満を満たす場合 交付対象経費の 3 分の 1 以内とする（上限 30 万円）。 エ 全ての項目を満たさない場合 交付対象経費の 4 分の 1 以内とする（上限 22 万円）。
--	---

別表第2「小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用設備設置方針」

1. 住宅要件

必須項目		景観形成基準	交付対象の有無
	屋根形状	勾配屋根（ただし、片流れを除く）	交付対象
		片流れ、段違い、陸屋根	交付対象外
	緑化	敷地面積の15%以上の緑化 小布施駅周辺地区及び町組周辺地区は敷地のうち道路に面する側を重点的に緑化していること	交付対象
		芝生のみ、樹木の植栽なし	交付対象外
協力項目（※1）		景観形成基準	減額対象の有無
	屋根色彩	黒又は濃灰色（原色は不可）	
		その他	減額対象
	外壁色彩	土壁色、アイボリー、白	
		黒（※2）、その他	減額対象
	屋根形状・勾配	屋根形状が切妻（寄棟・入母屋を含む）かつ勾配が3寸以上	
		その他	減額対象
	軒の出	650mm以上	
		その他	減額対象

※1 3項目以上を満たす場合は満額補助、2項目以下を満たす場合は減額

※2 黒色については材質等も考慮し、住まいづくり相談等で総合判断します。

2. 設備要件

太陽エネルギー利用設備の構成内容	景観形成基準
モジュール・集熱器の色彩	周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、濃灰色、濃紺、ダークブラウンの中から最も周囲と調和するものを選択すること。
モジュール・集熱器の素材	低反射のもの（反射光を抑える処置がされたもの。以下同じ。）を選択すること。
モジュール・集熱器のデザイン	文字や絵、図等が描かれていない等、モジュール及び集熱器本体の模様ができるだけ目立たないものを選択すること。
フレームの色彩	周囲から太陽エネルギー利用設備が見えないような措置等を行う場合を除き、モジュール・集熱器の色彩と同等のものとする。
フレームの素材	低反射のものを選択すること。

3. 設置要件

	景観形成基準
傾斜角度	太陽光発電システムのモジュール及び太陽熱利用システムの集熱器は、設置する住宅の屋根と一体に見えるよう、できるだけ屋根面に密着させて設置すること。
高さ限度	太陽光発電システムのモジュール及び太陽熱利用システムの集熱器は、設置する住宅の棟を超えないものとする。
蓄熱槽の配置	太陽熱利用システムの蓄熱槽は隣地境界線から50センチメートル以上の距離を保つ位置に設置すること

別表第 3（第 6 条関係）

	必要書類	申請者種別		備考
		個人	リース等	
1	誓約書	○	○	
2	交付対象設備の見積書（写し）	○	○	
3	交付対象設備の仕様書及びカタログ（写し）	○	○	
4	交付対象設備を設置する住宅及び交付対象設備から供給される電力を使用する住宅の写真・図面	○	○	
5	交付対象設備の配置図	○	○	・ 4 に記載がない場合は提出すること
6	その他町が審査に必要と認める書類	○	○	・ 町の指示に従い提出すること

別表第 4（第 10 条関係）

	必要書類	申請者種別		備考
		個人	リース等	
1	申請者本人確認書類 (写し)	○	○	・運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、日本国パスポート、外国人登録証明書、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、運転経歴証明書、マイナンバーカードのうち、いずれか一つ ・申請者がリース事業者の場合、使用者の本人確認書類を添付すること
2	申請者実在証明書類 (写し)	—	○	・商業登記の履歴事項全部証明書、商業登記の現在事項全部証明書、法人印の印鑑登録証明書のうち、いずれか一つ
3	交付対象設備の売買契約書 (写し)	○	○	
4	リース等の契約証明書類 (写し)	—	○	
5	交付対象設備を購入した際の領収書及び明細書（写し）	○	○	
6	交付対象設備が未使用であることが確認できる保証書等 (写し)	○	○	
7	交付対象設備を設置する住宅及び交付対象設備から供給される電力を使用する住宅の全景写真及び交付対象設備の設置個所が分かる写真	○	○	
8	交付対象設備の型番及び製造番号（銘板）を示す写真	○	○	
9	FIT 制度や FIP 制度を利用していないことが確認できる書類	○	○	・接続契約の案内書、電力の買取明細、設備変更申請確認書類等のうち、いずれか一つ
10	その他町が審査に必要と認める書類	○	○	・町の指示に従い提出すること